

厚木農業振興地域整備計画書

地域指定	昭和48年 8月14日
計画策定	昭和49年 5月30日
計画変更	昭和53年10月16日
計画変更	昭和63年 3月 3日
計画変更	平成11年10月27日
計画変更	平成20年11月26日
一部変更	平成25年11月22日
一部変更	平成28年11月11日

計画変更	平成30年 7月20日
------	-------------

神奈川県厚木市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	4
ア	農用地等利用の方針	4
イ	用途区分の構想	4
ウ	特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第 3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19

第 5	農業近代化施設の整備計画	20
1	農業近代化施設の整備の方向	20
2	農業近代化施設整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3	農業を担うべき者のための支援の活動	22
4	森林の整備その他林業振興との関連	22
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3	農業従事者就業促進施設	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第 8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標	24
2	生活環境施設の整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	24
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	24
第 9	附図	別添
1	土地利用計画図（附図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）	
3	農業近代化施設整備計画図（附図 3 号）	

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

(2) 用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、神奈川県の中央に位置し、西に大山を境に秦野市、西から北にかけて愛甲郡清川村、愛川町に、北から東にかけては相模川をはさみ相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、また南は平塚市、伊勢原市と6市2町1村に接している。

地勢は、西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で、西部には大山がそびえ、丹沢山塊へ連なっている。市の東部は相模川が南北に貫通し、これに併流する中津川、小鮎川の流域に平野が開けている。農業地帯は、西北部の丘陵地帯と東南部の平坦地に分かれて、水田は相模川をはじめとする6河川の流域に広がっている。

気候は、年間気温15.9度(平成27年度、以下同様)、年間降水量1,802mmと温暖で、消費地にも近接して、比較的営農環境には恵まれている。

人口は、平成22年から平成27年までの5年間で1,348人の増加、平成27年1月1日現在で、225,768人となっている。

土地利用は、「都市計画法」に基づき、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域に区分され、現在、市域面積は9,384haで、市街化区域3,173ha、市街化調整区域6,211haとなっている(平成28年告示)。昭和48年には「農業振興地域の整備に関する法律」により農業振興地域の指定、昭和49年には農用地区域の設定が行われ、農業振興地域は3,659ha、農用地区域は424haとなっている。

本農業振興地域内の集団的農用地は、現在、おおむね良好に維持・保全されている。

一方、新東名高速道路等の道路網の整備や土地区画整理事業が計画されるなど、都市的土地利用の拡大が予想される。

今後、総合計画や都市マスタープラン等の土地利用計画との調整に留意し、農業的土地利用と都市的土地利用の健全な調和を図りながら、長期的に保全する集団的な農用地を確保するとともに、良好に農用地を維持するため、遊休農地等の解消対策に取り組むほか、農用地流動化を積極的に推進する。

〈農業振興地域内土地利用構想〉

(単位：ha, %)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 平成28年	1,231	34	35	1	1,145	31	1,248	34	3,659	100
目標	1,183	33	35	1	1,145	32	1,228	34	3,591	100
増減	△48	△1	0	0	0	1	△20	0	△68	0

イ 農用地区域の設定方針

農用地区域は農業生産基盤である優良農地を確保し、農業の近代化に必要な農道・用排水路等の生産基盤環境の整備を推進することにより、生産性を高め、農産物の安定供給と農業経営を図るものとし、その設定に当たっては、その土地の立地条件、自然的条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来見通し、並びに地域開発等を総合的に考慮した中で、今後おおむね10年以上にわたり農畜産物の生産利用に供する土地について定めるものとし、その設定基準は次のとおりとする。

(ア) 農用地区域に含めるべき土地について

a 集団的農用地

団地規模がおおむね5ha以上であり、機械化により営農が可能な土地条件を備えているか、またはこのような条件を備え得る土地。なお、河川、道路など線的な施設により土地が分断されている場合であっても、その相互間の往来に支障がなく農作業上一体的なものとして考え得る場合には、一団の農地として扱うことにする。

b 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地

(a) 土地改良事業等を完了した地区内の土地。

(b) 土地改良事業等が現に実施中又は調査計画が実施されている地区内の土地。

c 土地改良施設の用に供される土地

a及びbに介在または隣接するもので、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地。

d 農業用施設用地

a及びbに介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地及び2ha以上の農業用施設用地。

e 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るた

め、その土地の農業上の利用を確保する必要が認められるもの。

(イ) 農用区域に含まない土地について

a 次の地区等に含まれる土地であって、その設定の趣旨と両立し得る農業を行ない得ない土地。

(a) 自然公園法の国立公園又は国定公園の特別保護地区以外の特別地域

(b) 森林法の保安林若しくは保安施設地区又は同予定地区

(c) 河川法による河川区域又は河川予定地

(d) 砂防法による砂防指定地

(e) 地すべり等防止法による地すべり防止区域

(f) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域

(g) 文化財保護法の史跡名称及び天然記念物等の存する区域

b 都市化が進行し、農業振興が図れないと認められる土地

(a) 市街化区域編入予定の保留区域

都市計画法に基づき、保留区域に指定され、市街化区域編入が確実と判断される土地。

(b) 市街化進展地域に介在する土地

集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が5 ha未満の土地。

c 農用地等以外の用途に供することについて具体的な転用計画等がある土地

(a) 公益性が特に高いと認められる事業に供される土地

法第10条第4項及び関係政省令に定められた施設の用に供される土地。

【例：道路、河川、鉄道等】

(b) 当該土地以外に代える土地がないこと等法第13条第2項に掲げる要件を満たす施設に供される土地

【例：農家・分家住宅、福祉施設、学校等の公共性の高い施設地で、やむを得ないと認められる場合】

d 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

(a) 小規模点在農地

5 ha未満の小規模農地で、周辺の農地と連担していない農地で、将来にわたって効率的な基盤整備が図れないと認められる土地。

(b) 近代化を図ることが不適な農地

標高・日照・傾斜等の自然条件からみて農業生産基盤条件が不利な土地であって、農業生産基盤整備等による条件の改善を

- 図ることが困難と認められる土地。 【例：山林等】
- (c) 農用地指定錯誤等であることが明確な農用地等
【例：沼地など農用地として機能していない土地】

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

都市農業の振興を図るためには、集団的な優良農用地を確保することが重要であり、総合計画の個別計画である都市マスタープランの土地利用方針や高規格幹線道路等の公共事業計画などを除き、北部地区199ha、西部地区59ha、南部地区155haを農用地区域として確保し、農業振興を図るものとする。

〈農用地区域の状況〉

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等	
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減		
北部地区	A-1	114.90	106.10	△ 8.80	-	-	-	-	-	-	0.45	0.45	0.00	115.35	106.55	△ 8.80	-
	A-2	46.57	46.57	0.00	-	-	-	-	-	-	0.01	0.01	0.00	46.58	46.58	0.00	-
	A-3	44.30	44.30	0.00	-	-	-	-	-	-	1.28	1.28	0.00	45.59	45.59	0.00	-
西部地区	B-1	40.22	40.22	0.00	-	-	-	-	-	-	0.25	0.25	0.00	40.47	40.47	0.00	-
	B-2	18.33	18.33	0.00	-	-	-	-	-	-	0.00	0.00	0.00	18.33	18.33	0.00	-
南部地区	C-1	87.18	86.28	△ 0.90	-	-	-	-	-	-	2.28	2.28	0.00	89.45	88.55	△ 0.90	-
	C-2	62.86	60.86	△ 2.00	-	-	-	-	-	-	5.47	5.27	△ 0.20	68.33	66.13	△ 2.20	-
合計		414.35	402.66	△ 11.70	-	-	-	-	-	-	9.75	9.54	△ 0.20	424.10	412.20	△ 11.90	-

※ 小数点以下第3位を四捨五入しているため、縦・横の計は一致しません。

イ 用途区分の構想

(ア) 北部地区

A-1

依知地域の農用地区域約115.35haは、大半が相模川及び中津川流域に広がっており、田として約101.58ha、畑として約11.77ha、樹園地と

して約1.55ha、農業用施設用地として約0.45haの農地利用が図られている。

この地域では、関口・山際地区の工業系産業用地、金田地区のごみ中間処理施設、(仮称)厚木PAスマートインターチェンジ及び周辺用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれているが、残った農地については、面的な広がりをもっているため、今後ともその保全に努める。

A-2

睦合地域の農用地区域約46.58haは、田として約37.80ha、畑として約8.77ha、農業用施設用地として約0.01haの農地利用が図られている。

中津川流域に開けた水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努める。畑は露地野菜を中心に利用促進を図る。

A-3

荻野地域の農用地区域約45.59haは、田として約21.90ha、畑として約21.93ha、樹園地として約0.48ha、農業用施設用地として約1.28haの農地利用が図られている。

荻野川流域の水田は、自然条件から多くが狭あいであるが、当地域における唯一の水田地帯として今後とも保全に努める。畑地は鳶尾南側に広がり、多様な栽培作物が見られる。今後は、更に露地野菜や農業用施設用地として、地形に応じた土地利用の高度化に努める。

(イ) 西部地区

B-1

小鮎地域の農用地区域約40.47haは、田として約33.14ha、畑として約6.67ha、樹園地として約0.40ha、農業用施設用地として約0.25haの農地利用が図られている。

小鮎川流域の水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努める。畑地は、露地野菜を中心に利用促進を図る。また、荒廃した桑畑のリフレッシュを推進し、野菜畑への転換に努める。

B-2

玉川地域の農用地区域約18.33haは、田として約15.10ha、畑として約3.23haの農地利用が図られている。

玉川流域に開けた水田は、良好な水田地帯として今後とも保全に努める。畑は、露地野菜を中心に利用促進を図る。

(ウ) 南部地区

C-1

南毛利地域の農用地区域約89.45haは、田として約61.29ha、畑として約20.84ha、樹園地として約5.04ha、農業用施設用地として約2.28haの農地利用が図られている。

恩曾川及び玉川流域の水田は、水稲と果樹及び野菜の複合経営が営まれていることから、更に複合経営による土地利用の促進を図る。特に、集団的な樹園地と施設野菜については、減農薬栽培を推進するとともに、併せて産地化を促進する。

この地域では、南部産業拠点地区の工業系産業用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれているが、残った農地については、面的な広がりをもっているため、今後ともその保全に努める。

C-2

相川地域の農用地区域約68.33haは、田として約43.68ha、畑として約16.31ha、樹園地として約2.86ha、農業用施設用地として約5.47haの農地利用が図られている。

国道129号線の東西に開けた水田は、農業生産基盤整備が実施中であり、水稲と果樹及び施設園芸を中心とした複合経営が営まれている。水田は、野菜などへの汎用化を促進し、施設園芸は、高度栽培技術導入による省力化や減農薬栽培の推進を図る。

この地域では、南部産業拠点地区の工業系産業用地の整備が計画されており、農用地区域の減少が見込まれているが、残った農地については、面的な広がりをもっているため、今後ともその保全に努める。

また、新東名高速道路は整備中であり、併せて都市計画道路の整備が計画されていることから、「厚木市相川地域の農業の振興に関する計画」に基づき、地域内で効率的な農業的土地利用の再編を引き続き行う。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備開発については、本市における農業と都市が共存した魅力ある農業経営を展開できる環境づくりとして位置付け、地域の立地条件に適合した基幹作物の産地化を促進するため、自然環境の保全を優先しながら、引き続き農道及び用排水路などの整備を推進する。

(1) 北部地区

相模川・中津川・荻野川流域の平坦部に開けた水田地帯については、水稲栽培が盛んであり、農道整備及びかんがい排水路整備を主体とした農業生産基盤整備を推進し、水田の汎用化を促進する。

荻野地域の畑作地帯については、露地野菜などが栽培されており、効率化を図るための大型機械の導入や農業従事者の安全性を確保するため、農道整備事業の促進を図る。

また、愛川町を含めた土地改良区を所轄する小沢頭首工土地改良区連合の区域及び神奈川県中津川左岸土地改良区の区域については、水稲栽培が盛んであり、土地改良区の管理するかんがい排水路の延長も長く、施設の老朽化も見られることから引き続き国、県の補助事業の導入を図り、愛川町とも協力し、自然環境の保全を優先しながら農業基盤整備を進める。

(2) 西部地区

山間地帯に位置する小鮎川流域の水田地帯については、土地改良事業や県営排水対策特別事業等により農業生産基盤整備が図られ、水稲栽培が行われている。

玉川流域の水田地帯については、水稲栽培が行われているほか、畑作地帯においては、露地野菜栽培が行われている。

このため、今後においては、農業従事者の利便と安全確保のため農道の整備を図るほか、老朽化した堰等河川工作物の改修と併せてかんがい排水路整備を進める。

(3) 南部地区

玉川・恩曾川流域の平坦部に開けた水田地帯及び相模川流域から南西に開けた水田を主体とした農用地及び、相模川西部流域の相川地区については、農用地利用増進事業・新農業構造改善事業・土地改良総合整備事業、農業総合環境整備事業などにより、農業生産基盤整備が進み、地

区農業は水稻栽培を中心に施設野菜・温室花き・果樹等の複合経営が行われている。

玉川流域については、老朽化した堰等河川工作物の改修と併せてかんがい排水路整備を進めるほか、農業従事者の利便と安全確保のため畑作地域の農道の整備を推進する。

恩曾川流域については、堰等河川工作物の改修やかんがい排水路整備を進めるほか、農業従事者の利便と安全確保のため水田地域の農道の整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

別記のとおり

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は2,648.81haで、市の総面積の28%を占め、このうち地域森林計画の対象森林面積は2,499.53haである。

その中で、人工林の面積は733.07haで、人工林率が29.3%と県森林計画区の平均値を下回る。

樹種別面積構成比については、スギ68.2%、ヒノキ30.2%、マツ等1.5%となっており、人工林の15.2%が育成途上の樹木であり、除伐、間伐、枝打など適正な保育管理が必要となっている。

このため、森林の保全事業として、林業作業者の安全確保、作業能率の向上を図るため、七々久保林道をはじめとする8路線の林道及び、1路線の作業道の維持管理を引き続き実施する。

林道整備事業については、林業生産基盤の整備を促進するためにも、現路線の維持管理に務める。

治山事業及び県営林道4路線の維持管理については、事業主体である県に引き続き事業実施を依頼し、林業施業の安定化の促進を図る。

4 他事業との関連

農業生産基盤整備に係る事業については、関係する公共事業等との調整を十分図る。

(別記)

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対凶番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農道改良	農道整備 L=1,720m	A-1	6	1	耕作条件改善事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=380m	A-1	4	2	耕作条件改善事業
農道整備	農道舗装 L=70m	A-1	1	3	(継続)
農道整備	農道舗装 L=240m	A-1	2	4	(継続)
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=300m	A-2	2	5	農業基盤整備促進事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=200m	A-2	2	6	
農道改良	農道整備 L=160m	A-2	1	7	農とみどりの整備事業
農道整備	農道整備 L=310m	A-2	3	8	
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=150m	A-2	1	9	耕作条件改善事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=150m	A-2	1	10	耕作条件改善事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=300m	A-2	2	11	耕作条件改善事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=150m	A-2	1	12	耕作条件改善事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=110m	A-2	1	13	(継続)
農道整備	農道舗装 L=70m	A-2	1	14	(継続)
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=130m	A-2	1	15	
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=90m	A-2	1	16	
農道整備	農道整備 L=160m	A-2	2	17	
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=120m	A-2	1	18	(継続)
農道整備	農道舗装 L=80m	A-2	1	19	(継続)
農道整備	農道舗装 L=190m	A-2	1	20	(継続)
取水堰改良	取水堰整備 N=1箇所	A-3	1	21	農業基盤整備促進事業
取水堰整備	取水堰整備 N=1箇所	A-3	2	22	農業基盤整備促進事業
農道整備	農道整備 L=550m	A-3	3	23	農業基盤整備促進事業 農とみどりの整備事業
用排水路整備	かんがい排水路整備 L=100m	A-3	5	24	
農道整備	農道整備 L=300m	A-3	3	25	農とみどりの整備事業
取水堰改良	取水堰整備 N=1箇所	B-1	40	26	農業基盤整備促進事業
取水堰整備	取水堰整備 N=1箇所	B-1	10	27	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=600m	B-1	10	28	農とみどりの整備事業
取水堰整備	取水堰整備 N=1箇所	B-1	2	29	農とみどりの整備事業
農道整備	農道舗装 L=140m	B-1	2	30	(継続)
農道整備	農道舗装 L=500m	B-1	2	31	(継続)
農道整備	農道舗装 L=240m	B-1	1	32	(継続)
取水堰整備	取水堰整備 N=1箇所	B-2	6	33	農業基盤整備促進事業
揚水機場整備	揚水ポンプ整備 N=1箇所	C-1	26	34	農業基盤整備促進事業
パイプライン整備	パイプライン整備 L=2,000m	C-1	26	35	農業基盤整備促進事業
農道整備	農道舗装 L=140m	C-1	1	36	
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=100m	C-1	1	37	農業基盤整備促進事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=80m	C-1	1	38	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=60m	C-1	1	39	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=60m	C-1	1	40	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=60m	C-1	1	41	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=80m	C-1	1	42	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=70m	C-1	1	43	農とみどりの整備事業
農道整備	農道整備 L=70m	C-1	2	44	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=1,280m	C-1	10	45	農とみどりの整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 図 番 号	備 考
		受益 地区	受益 面積 (ha)		
農道整備	農道舗装 L=140m	C-1	1	46	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=100m	C-1	1	47	農業基盤整備促進事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=250m	C-1	3	48	農業基盤整備促進事業
農道整備	農道舗装 L=160m	C-1	2	49	農業基盤整備促進事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=100m	C-1	3	50	農業基盤整備促進事業
揚水機場整備	揚水ポンプ整備 N=1箇所	C-1	20	51	農業基盤整備促進事業
取水堰改良	取水堰整備 N=1箇所	C-1	5	52	
用排水路整備	かんがい排水路整備 L=130m	C-2	1	53	
取水堰改良	取水堰整備 N=1箇所	C-2	1	54	
農道整備	農道整備 L=130m	C-2	2	55	農とみどりの整備事業
用排水路改良	かんがい排水路整備 L=11,267m	A-1 C-1 C-2	299	56	農山漁村地域整備 交付金（継続）
水門遠隔整備	水管理システム整備 N=1式	A-1 C-1 C-2	299	57	農山漁村地域整備 交付金（継続）
取水堰改良	頭首工補修 N=1箇所	A-1	103	58	農山漁村地域整備 交付金（継続）
取水堰改良	頭首工補修 N=1箇所	C-2	377	59	農山漁村地域整備 交付金
用排水路改良	用水路機能保全対策 L=6,100m	C-2	377	60	農山漁村地域整備 交付金
用排水路改良	用水路機能保全対策 L=630m	A-1 C-1 C-2	299	61	農山漁村地域整備 交付金

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地の利用集積を図るとともに、農道、用排水施設の整備など農業生産基盤整備を推進する。

本市では、農業就業者の高齢化などにより遊休農地等が発生している。農地は、安心・安全な農産物の供給基盤であるとともに、環境保全の場等の多面的な機能を持ち、市民に豊かさや潤い、安らぎを提供するものであるため、利用権設定のあっせん等により積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めていく。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地の再生作業、農地の機能低下を防止するための機械の導入等を行い、農用地の保全を図る。

また、厚木市都市農業支援センターを中心に農業の担い手を育成するとともに、農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を促進する。農業経営基盤強化促進法に基づく、厚木市農地流動化奨励金交付制度を用いて利用権設定等促進事業による利用権の設定を行った者に奨励金を交付するなど、当事者の地位の安定と農業振興を図る。

さらに、多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動を推進し、草刈り、用排水路及び農道等の適正な維持管理を支援することにより、農用地等の機能低下の防止に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

枝打、除間伐等の適正な森林の整備を行い、保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

都市農業を展開する本地域の農業は、都市近郊という恵まれた立地条件を生かし、地域特性に応じた営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を設定して、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従業者1人当たり550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従業者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとする。

営農類型

I 市場出荷型経営

〔個別経営体〕

（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 露地野菜 +水稲	〈作付面積等〉 ナス、ネギ、大豆 サトイモ等 1.7ha 水稲 1.5ha 〈経営面積〉 畑 1.0ha 水田 1.5ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 管理作業機 動力噴霧機 トラック 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施。 パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 収穫、出荷に手間と時間を要するためパート雇用において労力の軽減を図る。 機械化による労働時間の短縮を図る。
2 施設野菜	〈作付面積等〉 トマト、キュウリ等 0.4ha 〈経営面積〉 施設 0.2ha	〈資本装備〉 ガラス室 ビニールハウス 自動カーテン 暖房機 管理作業機 トラック 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施。 パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 収穫、出荷に手間と時間を要するためパート雇用において労力の軽減を図る。 機械化による労働時間の短縮を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 温室切花	〈作付面積等〉 バラ又はカーネーション 0.3ha 〈経営面積〉 施設 0.3ha	〈資本装備〉 大型ガラス室 ビニールハウス 暖房・灌水施設 内装用カーテン装置 作業舎 冷蔵庫 トラック 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。 ・パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 ・生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパート雇用において労力の軽減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。
4 温室鉢物	〈作付面積等〉 シクラメン等 0.15ha 〈経営面積〉 施設 0.15ha	〈資本装備〉 大型ガラス室 ビニールハウス 暖房・灌水施設 内装用カーテン装置 作業舎 蒸気消毒機 冷蔵庫 トラック 他		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。
5 鑑賞樹	〈作付面積等〉 苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha 〈経営面積〉 畑 1.7ha	〈資本装備〉 ビニールハウス 小型ショベル 管理作業機 トラック 他		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。
6 落葉果樹 +水稲	〈作付面積等〉 ナシ等 0.8ha 水稲 1.0ha 〈経営面積〉 樹園地 0.8ha 水田 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 果樹棚 防鳥防虫ネット トレンチャー スピードスプレイヤー 管理作業機 トラック 他		<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・収穫、出荷に手間と時間を要するためパート雇用において労力の軽減を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 水 稲	〈作付面積等〉 水稲 7.0ha 〈経営面積〉 水田 7.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 トラック 耕うん機 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。
8 酪 農	〈飼養頭数〉 経産牛 40頭 育成牛 20頭 〈経営面積〉 用地 0.4ha 飼料畑 0.8ha	〈資本装備〉 成牛舎 堆肥舎 サイロ 浄化槽 バンクリーナー バルククーラー ハイラインミルク フォレンジーハーベスター 他	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 ・生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 ・パート雇用従業員の確保を図る。 ・機械化による労働時間の短縮を図る。
9 養 豚	〈飼養頭数〉 繁殖雌豚 100頭 種雄豚 15頭 〈経営面積〉 用地 0.5ha	〈資本装備〉 分娩舎 休憩舎 肥育舎 燃料タンク 自動給餌機 浄化槽 コンポスト トラック 動力噴霧機 小型ショベル 他		
10 肉用牛	〈飼養頭数〉 肥育牛 120頭 〈経営面積〉 用地 0.5ha	〈資本装備〉 牛舎 堆肥舎 飼料攪拌機 ダンプトラック ボブキャット 牛衝機 自動換気装置 他		

〔組織経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲+ 小麦	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 15.0ha 小麦 5.0ha</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>水田 15.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機 管理作業機 トラック 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・ 青色申告の実施。 ・ パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 ・ 生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保。

Ⅱ 直販型経営

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 露地野菜 全般	<p>〈作付面積等〉 ナス、ネギ、大豆 サトイモ等1.2ha</p> <p>〈経営面積〉 畑 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 管理作業機 動力噴霧機 マニアスプレッター トラック 共同直売施設 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 販売の共同化。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入。 軽作業及び直売について、パート雇用従事者を確保。
2 露地野菜 +農産物 加工	<p>〈作付面積等〉 ナス、ネギ、大豆 サトイモ等0.2ha</p> <p>〈経営面積〉 畑 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 管理作業機 動力噴霧機 マニアスプレッター トラック 共同直売施設 共同加工施設 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施。 パソコン導入による経営管理、販売管理を行う。 生産履歴の記帳による生産情報の開示を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機械化による労働時間の短縮を図る。
3 施設野菜	<p>〈作付面積等〉 イチゴ、メロン、 トマト、 キュウリ 等 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉 施設 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉 ガラス室 ビニールハウス 自動カーテン 暖房機 管理作業機 トラック 共同直売施設 他</p>		
4 落葉果樹	<p>〈作付面積等〉 ナシ等 0.8ha</p> <p>〈経営面積〉 樹園地 0.8ha</p>	<p>〈資本装備〉 果樹棚 防鳥防虫ネット トレンチャー スピートスプレヤー 管理作業機 トラック 共同直売施設 他</p>		

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域の農業振興を図るためには、集団的優良農用地の確保とともに農業者の組織づくりを推進し、効率的かつ総合的な土地の利用と併せて作業受委託や機械の共同利用を進めていくことが必要である。

個々の農家では農地を維持・保全し、農業経営を継続していくことは、今後ますます困難となることが予想される。そのため、各地域に集落営農組織などの組織づくりを進めるとともに、担い手としての各地域農業集団の育成や農用地流動化を促進させることが重要である。

また、「厚木市農業再生協議会水田フル活用ビジョン」に基づき、地域特性を踏まえつつ、環境に調和した収益性の高い農業の実現に向け、生産力向上と高品質化、低コスト化の取り組みとともに、産地交付金を活用した消費ニーズの高い作物の生産振興を推進する。

ア 北部地区

依知及び睦合地域の農地は、主に相模川及び中津川流域に広がっており、水田としての農業生産基盤整備はほぼ完了し、優良な農地として保全されている。現在、圏央道が整備され、(仮称)厚木PAスマートインターチェンジの整備が計画されているため、依知地域においては、水田の減少が見込まれているが、大半の良好な水田は残るため、核となる担い手の育成に努める。

荻野地域の農地は、主に荻野川流域にあり、水田は自然的条件から狭あいとなっているが、本地域に残された唯一の水田地帯であるため、現状のまま保全に努めていく。また、「荻野地区再生利用実施計画」に基づき、対象荒廃農地の再生作業、土壌改良及び作物の作付けを行い、農地としての利用を推進する。

本地区には、地域農業集団3集団が活動しており、集落機能の活性化を図るためにも、各組織の育成が重要である。今後は、地域農業集団等の作業受託組織の高齢化が予想されるため、組織の育成、強化を推進する。

イ 西部地区

小鮎及び玉川地域の農地は、主に小鮎川及び玉川流域にあり、水田としての農業生産基盤整備がほぼ完了し、優良な農地として保全されている。本地区には、小鮎の農業を考える会及び地域農業集団2集団が活動しており、引き続き組織育成が必要である。小鮎地域においては、2農業法人が存在するため、農業法人を中心に水田の利用集積が期待される。

ウ 南部地区

南毛利地域の玉川及び恩曾川流域に開けた、農地と相川地域の国道129号線の東西にある農地は、農業生産基盤整備され良好に保全されている。

本地区には、地域農業集団10集団が活動しており、農用地の流動化や農作業の受委託を行っている。

南毛利地域については、水田農業に適した地域であるが、施設野菜及び果樹の生産も盛んな営農意欲が強い地域であるため、核となる農業法人の育成に努める。

相川地域については、農業生産基盤整備が完了しており、水稻、果樹、施設園芸を中心とした経営がされている。新東名高速道路（厚木南インターチェンジ）が開通し、都市計画道路本厚木下津古久線及び酒井長谷線の整備が計画されている地域ではあるが、多くの中核的農業者を抱える地域であり、本市の都市農業振興上大きな役割を持つため、効率的かつ安定的な営農が継続されるよう「厚木市相川地域の農業の振興に関する計画」に基づき、今後も組織育成及び地域の農業振興に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市では、担い手を確保・育成し、農用地の流動化を進め、規模拡大と経営農家の集団化を図るため、農業経営基盤強化促進事業を中心に、次の方策に取り組むものとする。

(1) 農業従事者の確保・育成

農業後継者組織の育成と女性農業者の自立・育成を推進するとともに、厚木市都市農業支援センターが中心となり、新規就農者の確保・育成に努める。

(2) 認定農業者の確保・育成

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度の周知徹底を図り、意欲ある企業的経営感覚に優れた経営体の確保・育成対策を推進する。

(3) 農用地流動化の促進

厚木市都市農業支援センターが中心となり、農業関係団体を始め、県農業技術センター、県農地中間管理機構等と連携を図りながら、厚木市農地流動化奨励金交付制度を用いて農用地流動化を積極的に促進する。

(4) 生産共同化の推進

集落営農組織及び地域農業集団の育成を通じて、機械・施設共同利用、農作業の協業化を推進する。

(5) 地域リサイクル農業の確立

畜産農家の家畜ふん処理施設整備を充実し、地域の耕種農家に良質堆肥を供給し、畜産を核とした耕畜連携・資源循環型農業の確立を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業情勢は、林業の収益性の低下を反映して、造林や素材生産等の林業生産活動が低迷を続け、非常に厳しい状況にあるため、地域の林業関係者と一体となって、林業従事者の養成、確保、林業機械化の促進、林産物の流通、加工整備を図り、市場性の高い特色のある生産地形成を目指し、スギ、ヒノキの枝打、除間伐等の事業を実施し、人工林の保育を積極的に促進する。

(1) 林業従事者の養成・確保

林業従事者に対する技術研修の受講推進や各種資格取得の援助等により技術の向上、更には労働条件の改善に努め、雇用の安定化を図る。

(2) 林業機械化の促進

生産性向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るため林業機械は不可欠であり、高性能機械等の導入に対し支援を行う。

(3) 林産物の流通、加工整備

間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効活用を目指す。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、水稻、園芸、畜産を主体に都市近郊の立地条件を活かし、生産性の高い農業を確立するため、農業生産基盤整備と併せ近代化施設の整備充実を図り、農家経営の安定化に努める。また、環境面へも配慮した施設の整備を積極的に推進する。

水稻については、農業生産基盤整備等の生産条件の整備とともに、土地利用の集積による省力機械化一環作業体系を推進し、共同利用組織や受委託組織等の生産組織の育成強化を図る。

園芸作物については、省力化機械の整備導入を図るとともに、生産組織の強化育成に努め、施設園芸については、生産管理機械施設の整備促進等により、規模拡大と省力化を推進する。

畜産については、地域と調和のとれた環境保全と衛生対策の施設整備を推進するとともに、労働負担の軽減や飼養管理の改善を図るため、新生産方式の導入を推進する。

また、農産物直売所の整備を促進するなど、地場消費の拡大を図る。

【地区別構想】

(1) 北部地区

A-1

本地域は、水稻複合経営が主体であり、水稻については、受委託の組織化や機械導入に努めるとともに、野菜では、減農薬栽培等の環境に配慮した生産を目指し、果樹では、販路の拡大を推進する。

A-2

本地域は、水稻、露地野菜中心の水稻複合経営が主体であるため、作業の受委託を進めるとともに、省力化機械の導入を図る。

A-3

本地域は、水稻をはじめ、野菜、果樹、花き、酪農等多岐にわたり農業が営まれており、園芸作目では、省力化機械の導入を図り、畜産では、家畜ふん尿処理施設の機器更新等による環境面の充実を図る。

(2) 西部地区

B-1

本地域は、水稲、花き、果樹、畜産経営が主体であり、水稲や園芸作物では、省力化機械の導入を図るとともに、畜産では、家畜ふん尿処理施設の機器更新等による環境面の充実を図る。また、「厚木地域畜産クラスター計画」に基づき、新生産方式導入のための施設整備を推進する。

B-2

本地域は、水稲、果樹、露地野菜、酪農経営が中心であるが、全体的に経営の規模拡大は難しいため、省力化機械の導入により、労力の軽減を図る。

(3) 南部地区

C-1

本地域は、野菜、果樹、畜産に水稲が結びついた複合経営が主体であり、農業生産基盤整備が進み、園芸施設・機械設備が完備しているため、今後、省力化機械の導入や機械設備の更新を推進する。

C-2

本地域は、水稲、果樹をはじめ、施設園芸が主体であり、比較的后継者も多く、近代化施設等の整備がされているため、今後は、省力化機械の導入や機械設備の更新を推進する。

また、農業者が自ら生産した農畜産物を販売する小規模農畜産物直売施設の整備を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の 種類	位置及び規模		受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
			受益 地区	受益 面積	受益 戸数			
飼養管理 施設 (畜産)	小鮎	離乳豚舎 (1棟)	B-1	—	1	(有)白井農産	1	
共同集出 荷貯蔵施 設	相川	小規模農畜 産物直売施 設(1棟)	C-2	—	1	(有)白井農産	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

「厚木市森林整備計画」を基に計画的及び効果的な事業を推進し、林業施設の近代化促進を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

神奈川県等関係機関と調整の上、農業を担うべき者の育成・確保に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農者の確保・育成支援

厚木市・農業委員会・農協の3者が連携し、厚木市都市農業支援センターを相談窓口として設置し、新規就農者希望者へ研修先や農地の紹介をするとともに、就農後においても経営全般にわたりサポートを行い、確保・育成に努める。

(2) 就農準備等に必要な資金手当

経営感覚に優れた意欲ある多様な担い手となることが期待される青年農業者やその他農業を担うべき者を確保・育成するため、農業経営基盤強化促進法に基づき、新規に就農しようとする青年等に対し、就農支援措置を講ずる。

(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得

地域における話し合いを基本に人・農地プランを作成するなど、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業の積極的な活用を図り、荒廃農地の利用促進を含めた利用権の設定等による農用地の円滑な取得と経営規模拡大や農業経営の法人化を推進する。

(4) 新規就農者の確保のために必要な各種の情報提供体制

厚木市都市農業支援センターが中心となり、かながわ農業アカデミー等関係機関と連携し、本市における各種就農支援策の周知・情報提供を図る。

4 森林の整備その他林業振興との関連

関係機関が行う支援事業を活用しながら林業従事者の育成・確保に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、都市化の進展に伴い恒常的就業の機会に恵まれているが、今後とも安定的な就業の確保に努める。

(単位：人)

	従業地								
	市町村内			市町村外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	191	68	259	143	37	180	334	105	439
自営兼業	186	92	278	11	5	16	197	97	294
出稼ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	65	48	113	8	5	13	73	53	126
総計	442	208	650	162	47	209	604	255	859

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業体験型農園の推進や地場消費の場の拡大を図り、地元での就業機会の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業経営者は93戸で、5 ha以下の山林所有者が7割を超える状況にあり、零細・分散的経営構造と林業の収益性の低下を反映し、林業就労者の減少と高齢化が一段と進んでいる状況にある。

このような状況の中で、森林整備を着実に推進し、地域林業の活性化を促進するためには、施業コストを低減する森林施業の共同化を進める必要があり、集団化が可能な地域については、市、森林組合等による森林所有者に対する指導活動を推進し、就業機会の確保・経営の拡大のため次の事業を推進する。

- (1) 林業労働者の育成事業
- (2) 林業事業の体質の強化
- (3) 林業後継者等林家の育成

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、相模川をはじめとする 6 河川や丹沢・大山の山並み等、豊かな自然環境に恵まれているが、都市化の進展により、農地や山林が減少する中で、農業・農村環境は、農家数の減少、農業従事者の高齢化、農村地域の混在化等により、従来の農村社会から変貌しつつある。

今後の目標としては、農村社会の高齢化に対応した、安全性、利便性のある公共施設等についてさらなる充実を図るとともに、自然環境や景観の保全にも配慮した生活環境施設の整備に努める。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

近年、森林浴やハイキングなどが盛んになり、市民に親しみを与え、森林として、また、水源のかん養などから森林保全事業が脚光を浴びているので、林業生活環境施設として整備した厚木市森林組合「木木館」を拠点にし、森林の多面的活用の促進や里山の整備事業を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図 3 号）

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
- (2) 用途区分